



# しごと

## 労働者の支援・手続き

### 出稼労働者手帳

問合せ 雇用労政課 TEL.21-3308

季節労働(出稼ぎ)は、雇用条件からんだトラブルや労働災害など就労をめぐる問題が発生する場合があります。安全安心な出稼ぎができるように、市役所・各支所の戸籍の窓口で出稼労働者手帳を配布しています。

### IJUターン相談コーナー

問合せ 雇用労政課 TEL.21-3309

渡島檜山管外に住む方で、函館で働くことを希望する方に、就職ポータルサイト「函館しごとネット」を通じて、職業紹介や企業情報の発信などを行っています。

### 医療従事者等の免許申請

問合せ 地域保健課 TEL.32-1513

函館市内に住所のある下記の医療従事者の方は、市の保健所で免許申請(書換・再交付申請)ができます。

#### ■ 取扱免許

- 医師・歯科医師 ● 保健師・助産師・看護師・准看護師
- 理学療法士・作業療法士・視能訓練士
- 診療放射線技師・臨床検査技師 ● 衛生検査技師 ● 薬剤師
- 管理栄養士・栄養士 ● 受胎調節実地指導員

### 職業の相談・紹介、雇用保険

#### ▶ ハローワークはこだて

場所 新川町26-6 TEL.26-0735

時間 月・木曜日 午前8時30分～午後7時  
 火・水・金曜日 午前8時30分～午後5時15分  
 第1・3土曜日 午前10時～午後5時  
 ※雇用保険業務は月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

#### ▶ ハローワークマザーズコーナー

場所 ハローワークはこだて内 TEL.88-1319(直通)

時間 平日 午前8時30分～午後5時

#### ▶ ハローワークプラザはこだて(雇用保険除く)

場所 美原1丁目4-3 エスポワール石沢ビル2F TEL.45-8609

時間 平日 午前9時30分～午後5時

#### ▶ 函館市しごと相談コーナー(雇用保険除く)

場所 市役所1階 TEL.21-3115

時間 平日 午前8時45分～午後5時15分

### 貸金、労働時間、労働条件などの相談

#### ▶ 函館総合労働相談コーナー

場所 新川町25-18 函館労働基準監督署内 TEL.87-7600

時間 午前9時～午後4時30分  
(相談日は事前に確認してください)

### 勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館)

勤労者をはじめ皆さんの余暇活動の拠点として、研修や文化的活動等のために使用していただく施設です。

場所 大森町2-14 TEL.23-2556

時間 午前9時～午後9時

休館日 第3木曜日、12月31日～1月3日

### ジョブカフェ・ジョブサロン函館

就職活動中の方に、専任カウンセラーによる個別相談や面接練習を行うほか、応募書類の作成等をサポートします。また、求人情報の閲覧やパソコンも利用できるほか、定期的にセミナーを開催しています。利用者登録が必要です。

場所 梁川町10-25 テーオーテパート6階 TEL.31-6060

時間 平日 午前10時～午後6時

### はこだて若者サポートステーション

15歳～39歳の若者(学生を除く)の就労支援を行います。専任カウンセラーによる個別相談のほか、就労に係わる課題解決の取り組みとして、各種セミナー・職場体験等を実施しています。利用者登録が必要です。

場所 末広町5-14 アクロス十字街1階 TEL.86-5450

時間 平日 午前10時～午後5時

✉ hakosapo@career-bank.co.jp

### シルバー人材センター

函館市在住の60歳以上で健康な方の働く場の確保と仕事を通じた生きがいの充実、社会参加を目指すセンターです。センターでは臨時的、短期的または軽易な仕事を引き受けて、会員の希望や能力に応じて提供します。

#### ■ 会員になるには

年会費2千円(1月～3月に加入の場合800円)が必要です。

#### ■ 引き受ける仕事の内容

- 介護・家事手伝い ● 屋外清掃
- 一般・経理事務 ● タイヤ交換
- 軽易な大工作業 ● 除草 ● 刃物研磨 など

場所 若松町33-6 あいよる21内 TEL.26-3555

時間 平日 午前9時～午後5時15分

### 職業訓練や能力開発

#### ▶ ポリテクセンター函館

場所 日吉町3丁目23-1 TEL.52-0323

時間 平日 午前9時～午後5時

#### ▶ 道立函館高等技術専門学校

場所 桔梗町435 TEL.47-1121

時間 平日 午前8時45分～午後5時30分

# 経営者の支援・手続き

## 中小企業融資制度

問合せ 経済企画課 TEL.21-3312 東部4支所の産業建設課(146~147ページ参照) 函館商工会議所 TEL.23-1181

中小企業の方が事業経営に必要とする資金を低利で、円滑に調達していただくために、金融機関を窓口にした融資制度を設けています。金融機関では、審査を行い、必要に応じて北海道信用保証協会の保証審査を経た上で、各資金の貸付けを行っています。融資利率はご確認ください。融資を希望する方は取扱金融機関にご相談ください。

### ■ 資金の内容 (平成31年4月現在)

融資内容	融資条件			
	用途	限度額(万円)	融資期間(据置期間)	保証協会信用保証
一般支援資金 運転資金(仕入・決済資金等)や設備資金(設備の設置・改善等)が必要な方	運転	4,000	10年以内(2年以内)	信用保証協会 保証付き
	設備	6,000	15年以内(3年以内)	
小口ファイト資金 小規模事業者で運転資金や設備資金が必要な方	運転・設備	2,000	10年以内(1年以内)	小口零細企業 保証付き
産業活性化資金 設備の近代化や新分野の事業への進出を行う方	設備	20,000	15年以内(3年以内)	必要により 保証付き
チャレンジ資金 新たに開業しようとする方等	運転・設備	2,000	10年以内(2年以内)	
IT活用生産性向上資金 IT活用による生産性向上のための設備資金が必要な方	設備	6,000	15年以内(3年以内)	
魚種転換支援資金 イカを原材料として使用した商品を製造する方で、魚種転換による設備資金が必要な方	設備	6,000	15年以内(3年以内)	
協同組合等事業資金 組合員のための施設の設置や改善を行う協同組合等またはその組合員	設備	3,000 組合等 20,000	15年以内(3年以内)	
緊急対策資金 地震・風水害・冷害等による被害の復旧資金が必要な方	運転	1,000	10年以内(2年以内)	
	設備	3,000	15年以内(3年以内)	

## 新技術・新製品の開発等への助成

問合せ (公財)函館地域産業振興財団 TEL.34-2600

函館地域(函館市、北斗市、七飯町)内で、製造業やソフトウェア業を営む方の各種事業に助成します。

### ▶ 研究開発助成事業

■ 対象 高度技術、新製品の開発に関する試作や基礎研究

■ 助成 対象経費の3分の2以内、300万円以内を上限とし、財団予算の範囲内で助成

### ▶ 起業化助成事業

■ 対象 商品、デザイン開発、情報収集、能力開発、市場開拓事業など

■ 助成 対象経費の3分の2以内、50万円以内を上限とし、財団予算の範囲内で助成

〈 広告 〉

**テンプスタッフ**  
by PERSOL

最新の  
求人情報は  
こちら

人材採用を  
お考えの企業様は  
こちら

パーソルテンプスタッフ株式会社 函館オフィス  
北海道函館市五稜郭町 33-1 五稜郭フコク生命ビル 5F

TEL:0138-33-1501

時間  
9:00 ~ 19:00

memo



## ▶ 技術者等研修助成事業

- 対象 先進企業、試験研究機関、大学、中小企業大学校などへの技術者の派遣
- 助成 対象経費の3分の2以内

## ▶ 出展支援助成事業

- 対象 地域外で開催される製造業・小売業、サービス業等を営む者または消費者等を広く対象とする展示会、見本市、商談会への出展
- 助成 対象経費の2分の1以内

## 創業に対する助成

問合せ (公財)函館地域産業振興財団 TEL.34-2600

## ▶ 創業バックアップ助成金

- 対象 函館地域(函館市、北斗市、七飯町)内で年度内に創業するか、創業から5年以内の個人または中小企業者で、自ら作成した具体的な事業計画を有する方(若者枠は35歳未満の方)
- 助成 事業計画が新規性、創意性、強み、競争力または差別化により他の競合企業より優れているものに対して一般枠500万円、若者枠100万円を上限として審査により決定

## 産業支援センター

問合せ 産業支援センター TEL.34-2561

各種研修会等に活用できる設備のほか、新しい技術や製品の開発に取り組むための貸研究事務室や貸試作工場を整備しています。設備の使用料、申込方法、利用可能日等は、窓口までお問合せください。また、創業支援として起業・創業個別無料相談、創業支援セミナー、ビジネスプラン作成スクール、実践創業塾等を開催しています。

- 開館時間 平日 午前9時～午後5時
- 附属設備 プレゼンテーションシステム
- 会議室 マルチメディアルーム(定員35人程度)
- 入居施設 プレインキュベータールーム(貸研究事務室)  
インキュベータールーム(貸研究事務室)  
インキュベーターファクトリー(貸試作工場)

## 工場や情報関連企業、試験研究施設等の新・増設への助成

問合せ 工業振興課 TEL.21-3316

工場や情報関連企業、試験研究施設等を新・増設する方に助成します。

## 農地の売買や転用などの手続き

問合せ 農業委員会事務局 TEL.21-3587

- 耕作目的で売買や貸し借りするときなど 事前に市の農業委員会の許可が必要です。
- 相続等により農地の権利を取得したとき 農地が所在する農業委員会への届出が必要です。
- 農地以外に転用するとき 農地を無断で転用すると、知事から工事の中止や原状回復などの命令が出される場合や罰金等が科せられることもありますので、必ず事前にご相談ください。  
市街化区域内は事前に市の農委委員会へ届出が必要です。  
市街化調整区域内の場合、事前に知事の許可が必要です。

## 飲食店等の営業許可

問合せ 生活衛生課 TEL.32-1523

飲食店等の営業や各種食品の製造・販売には、許可が必要です。また、イベントでの食品提供にも許可が必要です。事前にご相談ください。

〈広告〉



ゴールドで始まる、新しい暮らしのストーリー。

おトクなポイントサービス  
充実した旅行傷害保険  
空港ラウンジサービス

A Story of your new life

詳しくはセディナモバイルサイトへ



セディナ 検索

【お問い合わせ先】〒130-8548 東京都墨田区菊川三丁目17番2号 ■アンサーセンター 東京:03-5638-3211 大阪:06-6339-4074 [承り時間 9:30~17:00 (1月1日休)]

